

2022年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式等)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 法律上の争訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 純粋な宗教上の地位である住職の地位にあることの確認を求める訴えは、不適法である。
2. 宗教法人に対する貸金返還請求訴訟は、信教の自由を侵害するものであり、どのような場合でも不適法である。
3. 建物明渡請求訴訟の判断の前提問題として、被告が建物の占有権原を有する住職の地位にあるかが問題になり、それを判断するためには宗教団体内部においてされた懲戒処分効力の効力について判断することが不可欠であり、その懲戒処分効力について宗教上の教義・信仰の内容に立ち入ることなくして判断することができない場合には、その訴訟は不適法である。
4. 原告が被告宗教法人A寺の代表役員である地位を有することの確認を求める訴えについて、その前提として、原告が適法・有効に被告宗教法人A寺の住職に選任せられ、その地位を取得したかどうか争われていたとしても、その選任の効力に関する争点が、原告がA寺の住職として活動するにふさわしい適格を備えているかどうかというような、本来当該宗教団体内部においてのみ自治的に決定せられるべき宗教上の教義ないしは宗教活動に関する問題ではなく、専らA寺における住職選任の手續上の準則に従って選任されたかどうか問題となっていて、その問題についての判断が代表役員である地位の前提をなす住職の地位を有するかどうかの判断に必要な不可決のものである限り、裁判所が審理、判断することができる。

問2 法人を被告とする訴訟において、実体法上の表見法理に関する規定を類推適用して、商業登記・法人登記を信頼した原告を保護すべであるとの見解の根拠としてもっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 表見法理は、取引安全保護の制度である。
2. 実体に適合しない登記を放置した者より、登記を信頼した者の保護の方を優先すべきである。
3. 相手方の善意・悪意によって、代表権の有無が左右されるのは手續の安定を害する。
4. 法人は、真の代表者によって裁判を受ける権利を有する。

問3 処分権主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、地上権確認請求に対して、土地賃借権確認の判決をすることはできない。
2. 裁判所は、1000万円の請求に対して、500万円の限度で請求認容する判決をすることができる。
3. 貸金返還請求訴訟において、裁判所は、請求債権の弁済期が到来していないと認めるときは、当事者間で当該請求債権の存在を確認する判決をすることができる。
4. 建物収去土地明渡請求訴訟において、裁判所は、被告が判決言渡後に建物買取請求権を行使することを想定し、原告が建物の代金を支払うのと引き換えに、被告に建物の引渡しを命ずる判決をすることはできない。

問4 裁判所は当事者が主張しない重要な間接事実を判決の基礎とすることができないという見解の根拠として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の実際においては、間接事実でも訴訟の帰趨を決する重要な事実であることがある。
2. 主要事実のみ当事者の主張を要するとすると、裁判官に不自然な事実認定を強いることになる。
3. 重要な間接事実を、当事者が主張していないのに判決の基礎とされると、当事者にとって不意打ちとなる。
4. 争点整理手続で主要事実の認定に必要な間接事実が当事者により主張されないと、争点整理が実効的にならない。

問5 口頭弁論における諸原則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公開主義においても、当事者が一致して証人尋問の非公開を求めれば、裁判所は、非公開審理をしなければならない。
2. 直接主義により、裁判官が代わった場合は、必ず証人尋問をやり直さなければならない。
3. 口頭主義の下でも、訴えの取下げは、口頭弁論、弁論準備手続または和解の期日において取り下げる場合には口頭であることができるが、それ以外の場合には必ず書面で行なければならない。
4. 双方審尋主義により、一方当事者が欠席している場合には、証拠調べはできない。

問6 鑑定に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 鑑定は、裁判官の判断能力を補充するために、学識経験を有する第三者にその専門的知識又は専門的知識を具体的事実に適用して得た判断を報告させる証拠調べである。
2. 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。
3. 裁判所は、正当な理由なく出頭しない鑑定人の勾引を命じることができる。
4. 鑑定人に対する質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序で行う。

問7 既判力の時的限界に関するつぎの判決（以下「本判決」という。）について述べた記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「借地上に建物を所有する土地の賃借人が、賃貸人から提起された建物収去土地明渡請求訴訟の事実審口頭弁論終結時までに借地法4条2項所定の建物買取請求権を行使しないまま、賃貸人の右請求を認容する判決がされ、同判決が確定した場合であっても、賃借人は、その後に建物買取請求権を行使した上、賃貸人に対して右確定判決による強制執行の不許を求める請求異議の訴えを提起し、建物買取請求権行使の効果を異議の事由として主張することができるものと解するのが相当である。」

（最判平成7年12月15日民集49巻10号3051頁より抜粋）

1. 本判決は、土地賃借人が前訴の最終口頭弁論終結時までに建物買取請求権を行使しなかったときは、確定判決の既判力により、建物買取請求権が消滅する見解に立つ。
2. 本判決は、土地賃借人が前訴の事実審口頭弁論終結時までに建物買取請求権を行使し得たにもかかわらず、これを行使せず、当該口頭弁論終結後に行使した場合に、その行使の効果を請求異議の事由と捉えたものである。
3. 本判決は、仮に前訴の建物収去土地明渡請求訴訟で土地賃借人が建物買取請求権を行使した場合でも、後訴で前訴の事実審口頭弁論終結後に改めて建物買取請求権を行使すれば、請求異議の事由を認めるものである。
4. 本判決の考えによれば、前訴で賃貸借契約の終了を争わずに敗訴した土地賃借人が、前訴判決の確定後に度々任意の建物収去土地明渡を求められながらそれを長期間にわたり拒み、土地賃貸人が強制執行を申立てた途端に建物買取請求権を行使したとしても信義則に反することはなく、裁判所としては、後訴の請求異議訴訟で土地賃借人が主張する建物買取請求権の行使の効果を必ず異議事由として認めなければならない。

問8 訴えの変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの変更には、訴えの追加的変更と訴えの交換的変更がある。
2. 賃貸借終了に基づく建物明渡請求訴訟において、契約解除の主要事実に加えて、解約申入れの主要事実を主張することは、訴えの変更に当たらない。
3. 土地の売買を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えの係属中、被告が土地を第三者に所有権移転登記を経由した場合、これを理由に訴えを損害賠償請求を求める訴えに変更することができる。
4. 原告がした訴えの変更は、告知その他相当と認める方法で相手方に告知すれば足りる。

問9 補助参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 義憤にかられて本人を応援するという理由で補助参加の申出がなされた場合、裁判所は、職権で参加を許さない旨の決定をすることができる。
2. 判決正本の送達は、被参加人に対してのみならず、補助参加人に対しても行われる。
3. 前訴で補助参加人の訴訟行為が被参加人の訴訟行為と抵触した場合、被参加人の前訴の敗訴が確定すると、補助参加人は、被参加人と補助参加人との間の後訴において、前訴の敗訴の原因となった事実を争うことはできない。
4. 第一審判決が言い渡された後は、控訴期間が経過する前であっても、補助参加の申出をして補助参加人が控訴を提起することはできない。

問10 控訴審の判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で控訴を却下することができる。
2. 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。
3. 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならない。
4. 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、原則として、自判で本案の判断を示さなければならない。

[刑事訴訟法]

問1 法科大学院において、下記刑事訴訟法第1条に関して討論が行われた。その際に出された学生AからEの意見のうち、明らかに誤っているものの組み合わせはどれか。

記

刑事訴訟法第1条「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」

学生A「公共の福祉という文言は、憲法第12条、13条にも存在します。刑事訴訟法第1条の公共の福祉の維持とは、刑事手続において犯人を特定して処罰することにより、侵害された法秩序を回復することを意味すると思います。」

学生B「犯人処罰という公共の目的のための捜査機関・裁判所の活動であっても、対象者の人権に十分に配慮することが要求されます。」

学生C「事案の真相究明のためには、真犯人の処罰を逸することがないようにする必要がありますので、誤って無実の者を罰する結果となったとしても、やむを得ないと思います。」

学生D「刑罰法令を適正に適用実現する必要があるため、認定された事実について刑罰法令を正しく適用し、適切な量刑を図ることを意味します。適正な適用実現とは、刑罰権実現の手続そのものが適正であることも意味しますが、手続が形式的に法定されていればよく、その手続が実質的に適正であることは要求されないと思います。」

学生E「刑事裁判は、犯人処罰による法秩序回復という観点から、また刑事手続からの被告人の早期解放という要請からも、迅速になされることが必要です。」

1. A、C 2. A、E 3. B、D 4. B、E 5. C、D

問2 捜査の端緒に関するアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 強盗事件の犯人として追呼されている者が、罪を終わってから間がないと明らかに認められるときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員以外の者であっても、逮捕状なくしてその者を逮捕することができる。

イ. 親告罪は、有効な告訴の存在が起訴又は訴訟の条件となっているが、司法警察職員は、告訴がない場合においても、直ちに捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、捜査をすることができる。

ウ. 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある者を停止させて質問することはできるが、付近の警察署に同行を求めることはできない。

エ. 警察官が職務質問に付随して行う所持品検査は、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則であるが、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護される公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度で許容される場合がある。

オ. 交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである。それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれがある事項であっても、任意手段によるのであれば、無制限に許される。

1. ア、イ 2. ア、エ 3. イ、オ 4. ウ、エ 5. ウ、オ

問3 捜索に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5のうちどれか。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 捜査機関は、捜索差押許可状によって被疑者の住居であるマンションを捜索するときは、マンションの管理人が立ち会う場合であっても、被疑者をこれに立ち合わせなければならない。
- イ. 捜査機関は、被疑者の自宅を捜索しているときに、宅配便の配達員によって被疑者宛てに配達され、立会人である被疑者が受領した荷物について捜索することができない。
- ウ. 捜査機関は、被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状なくして、逮捕の現場で、差押、捜索又は検証をすることができる。
- エ. 捜査機関は、捜索すべき場所を会社事務所とする捜索差押許可状により同事務所を捜索するときに、同事務所にある金庫内を捜索することはできない。
- オ. 捜査機関は、被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

- 1. ア、イ 2. ア、エ 3. イ、エ 4. ウ、オ 5. エ、オ

問4 接見交通権、接見指定に関する最高裁判所の判例に言及する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- ア. 刑訴法39条3項（接見指定）は、被疑者の取調べ等の捜査の必要と接見交通権の行使との調整を図る趣旨で置かれたものである。捜査機関のする接見等の日時等の指定は、あくまで必要やむを得ない例外的措置であって、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限することは許されない。
- イ. 捜査機関は、弁護士等から被疑者との接見等の申出があったときは、いつでも接見等の機会を与えなければならないものではなく、「捜査のために必要があるとき」とは、接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られない。
- ウ. 捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合、実況見分・検証等に立ち合わせている場合、間近い時に取調べ等をする確実な予定があつて、弁護士等の申出に沿った接見等を認めたのでは、取調べ等が予定通りに開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として「取調べ等の中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合」に当たると解すべきである。
- エ. 「捜査のために必要があるとき」の要件が具備され、捜査機関が接見等の日時等を指定する場合には、捜査機関は、弁護士と協議してできる限り速やかな接見のための日時等を指定する必要はなく、捜査の進捗状況に応じて日時等を指定すればよい。
- オ. 被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとっては、弁護人の選任を目的とし、かつ、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であつて、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障の出発点をなすものである。しかしながら、接見指定に関しては、初回の接見だからといって特別な配慮をする必要はない。

1. ア、ウ 2. ア、エ 3. イ、ウ 4. イ、オ 5. エ、オ

問5 次の記述は、犯行状況等の再現結果を記載した実況見分調書等についての、最高裁判所の決定要旨である。その中の□□□□に、語句群から言葉を入れると、1つしか入らない語句の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

「本件両書証（被害再現実況見分調書、犯行再現写真報告書）は、捜査官が、被害者や被疑者の供述内容を明確にすることを主たる目的にして、これらの者に被害・犯行状況について再現させた結果を記録したものと認められ、立証趣旨が「被害再現状況」、「犯行再現状況」とされていても、実質においては、再現されたとおりの犯罪事実の存在が□□□□になるものと解される。

このような内容の実況見分調書や写真撮影報告書等の□□□□については、刑法326条の同意が得られない場合には、同法□□□□所定の要件を満たす必要があることはもとより、再現者の供述の録取部分及び写真については、再現者が被害者である場合には同法□□□□2号ないし3号所定の、被告人である場合には同法□□□□所定の要件を満たす必要があるというべきである。

もっとも、写真については、撮影、現像等の記録の過程が機械的操作によってなされることから前記各要件のうち再現者の□□□□は不要と解される。

本件両書証は、いずれも刑法□□□□所定の要件は満たしているものの、各再現者の供述録取部分については、いずれも再現者の□□□□を欠くため、その余の要件を検討するまでもなく□□□□を有しない。

また、本件写真撮影報告書中の写真は、記録上被告人が任意に犯行再現を行ったと認められるから、□□□□を有するが、本件実況見分調書中の写真は、□□□□を除く刑法□□□□3号所定の要件を満たしていないから、証拠能力を有しない。」

語句群 ア．証拠能力、イ．321条3項、ウ．署名押印、エ．321条1項
オ．322条1項、カ．要証事実

刑法の条文

321条1項 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

2号 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なった供述をしたとき。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

3号 前2号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは

身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

322条1項 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第319条の規定に準じ、任意になされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

1つしか入らない語句の組合せ

1. ア、エ 2. イ、カ 3. ウ、オ 4. エ、カ 5. オ、カ

問6 公訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記の1から5のどれか。

- ア. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときでも、公訴を提起しないことができる。
- イ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯者に対してはその効力を有さない。
- ウ. 公訴の提起があった事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき、裁判所は公訴を棄却しなければならない。
- エ. 検察官が公訴を提起したときは、検察官が遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
- オ. 検察官は、告訴のあった事件について、公訴を提起したときは、その旨を告訴人に通知しなければならない。

1. ア、イ 2. ア、ウ 3. イ、エ 4. ウ、オ 5. エ、オ

問7 公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことを目的とした、事件の争点及び証拠を整理するための手続である。
- イ. 公判前整理手続は、その後の公判における審理の争点や証拠調べのやり方を決定するものであるため、公開の法廷で行われなければならない。
- ウ. 公判前整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。
- エ. 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができないので、被告人に弁護人がいないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。
- オ. 公判前整理手続においては、弁護人は、いかなる段階においても、類型証拠開示請求あるいは主張関連証拠開示請求のどちらでも自由に選択して行使することができる。

1. ア、イ 2. ア、ウ 3. イ、オ 4. ウ、エ 5. エ、オ

問8 訴因に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記1から5までのうちどれか。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 覚醒剤自己使用の事案における、起訴状の公訴事実の記載は、日時、場所の表示にある程度の幅があり、かつ、使用量、使用方法の表示にも明確を欠くところがあるとしても、検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものである以上、訴因の特定に欠けるところはないというべきである。
- イ. 検察官は、第1回の公判期日の前においては、公訴事実の同一性を害しない限度であっても、起訴状に記載されている訴因の追加、撤回又は変更を裁判所に請求することはできない。
- ウ. 裁判所は、訴因の追加又は変更により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。
- エ. 検察官は、共謀共同正犯者の存在に言及することなく、被告人が1人で自動二輪車を窃取したという窃盗の訴因で公訴を提起した。裁判所が、証拠上、他に実行行為を行っていない共謀共同正犯者が存在するとの心証を得たときは、被告人1人の行為により犯罪構成要件の全てが満たされると認められるとしても、訴因どおりに犯罪事実を認定することはできない。
- オ. 裁判の審理につれて実体形成が進むと、審理の結果明らかになってきた事実と、訴因として主張された事実とが食い違うことがある。このとき、どの程度の食い違いがあれば訴因を変更しなければならないかというのが訴因変更の要否の問題であり、どのような訴因になら変更することができるのかというのが訴因変更の可否の問題である。

1. ア、エ 2. ア、オ 3. イ、ウ 4. イ、エ 5. ウ、オ

問9 証拠に関する次の記述の中で、に当てはまる語句を漢字で書きなさい。

裁判所が特定の事実を認定するためには、証拠によりその事実について確信を抱かなければならない。このような裁判所が確信を抱くこと、あるいは、そのような状態に達するように当事者が証拠を提出する活動のことを1という。また、証拠により証明すべき事実を2という。

2を直接に1する証拠には被告人の自白、目撃証人の供述等があり、直接証拠と呼ばれる。また、2の1に間接的に資する事実は間接事実と呼ばれる。間接事実それ自体も証拠によって1すべき事実であるから、その認定となる証拠が必要であり、これを間接証拠という。

刑事訴訟で利用される証拠には多様なものがある。そこで、様々な角度からの分類がなされている。例えば、証拠としての許容性の有無という3を基準とする区分がある。刑事訴訟法は、証拠とすることができない旨の定めをいくつかおいている。すなわち、任意性に疑いのある自白、及び、4である。

これに対し、5とは、証拠が事実認定に役立ち得る実質的な価値のことである。そこでは、証拠がどこまで2の存否を推認させるかという点、および証拠の信憑性の2つの側面が問題となる。

問10 下記の記述は、同種前科による事実認定に関する最高裁判決である。

□1□から□5□にアからオの文章を入れて完成するとして、正しい順序で入れたものは、後記1から5のどれか。

記

前科も一つの事実であり、□1□。反面、前科、特に同種前科については、□2□、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、□3□。したがって、前科証拠は、□4□ものではなく、前科証拠によって証明しようとする事実について、□5□。

- ア. 単に証拠としての価値があるかどうか、言い換えれば自然的関連性があるかどうかのみによって証拠能力の有無が決められる
- イ. 実質的実証に乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠とすることが許される
- ウ. 被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり
- エ. 前科証拠は、一般的には犯罪事実について、様々な面で証拠としての価値（自然的関連性）を有している
- オ. 当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生じるなど、その取調べに付随して争点が拡散するおそれもある

1. ア→ウ→オ→イ→エ
2. エ→ウ→オ→ア→イ
3. ウ→エ→ア→オ→イ
4. エ→ア→オ→ウ→イ
5. オ→イ→ア→ウ→エ